

財務諸表に対する注記

1. 継続組織の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

「公益法人会計基準」(平成20年4月11日 改正平成21年10月16日 改正令和2年5月15日 内閣府公益認定委員会)を採用している。

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券・・・償却原価法によっている。

その他の有価証券

時価のあるもの・・・期末日の市場価格等による時価法

(売却原価は移動平均法により算定)によっている。

時価のないもの・・・移動平均法による原価法によっている。

(2) 引当金の計上基準

退職給付引当金は、役職員に支給する退職金の期末要支給額を計上している。

賞与引当金は、支給対象期間が当期に属する支給見込額を計上している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込み方式によっている。

3. 会計方針の変更

該当なし

4. 表示方法の変更

該当なし

5. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおり。

(単位:円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
預金	209,730,547	1,713,539,046	1,311,077,301	612,192,292
投資有価証券	6,865,001,623	1,732,219,008	1,702,432,900	6,894,787,731
小計	7,074,732,170	3,445,758,054	3,013,510,201	7,506,980,023
特定資産				
退職給付引当資産	32,372,000	3,185,000	8,600,000	26,957,000
事業安定積立資産	611,484,429	112,490,580	37,348,500	686,626,509
小計	643,856,429	115,675,580	45,948,500	713,583,509
合計	7,718,588,599	3,561,433,634	3,059,458,701	8,220,563,532

6.基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおり。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産				
預金	612,192,292	(417,396,711)	(194,795,581)	(0)
投資有価証券	6,894,787,731	(1,776,940,611)	(5,117,847,120)	(0)
小 計	7,506,980,023	(2,194,337,322)	(5,312,642,701)	(0)
特定資産				
退職給付引当資産	26,957,000	(0)	(0)	(26,957,000)
事業安定積立資産	686,626,509	(0)	(686,626,509)	(0)
小 計	713,583,509	(0)	(686,626,509)	(26,957,000)
合 計	8,220,563,532	(2,194,337,322)	(5,999,269,210)	(26,957,000)

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

9. 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高

該当なし

10. 保証債務等の偶発債務

該当なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

該当なし

13. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりです。

(単位:円)

内 訳	金 額
経常収益への振替額	
基本財産受取利息への振替	2,531,298
基本財産受取配当金への振替	33,242,320
基本財産運用益を一般正味財産へ振替	35,773,618

14. 関連当事者との取引の内容

該当なし

15. その他

(1) 基本財産評価損益等及び特定資産評価損益等の内訳は次のとおり。

(単位:円)

内 訳	時価法による 評価損益	期限前償還等 による実現損益	合 計
(一般正味財産増減の部)			
基本財産評価損益等	304,684,915	△ 2,623,100	302,061,815
特定資産評価損益等	74,935,580	206,500	75,142,080
(指定正味財産増減の部)			
基本財産評価損益等	116,456,792	△ 1,096,800	115,359,992

(2) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当財団は、公益目的事業の財源の大部分を運用益によって賄うため、債券、株式、投資信託により資産運用する。なお、投機目的の取引は、行わない方針である。

②金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は、債券、株式、投資信託であり、発行体の信用リスク、市場リスク(金利、為替及び市場価格の変動リスク)にさらされている。

③金融商品のリスクに係る管理体制

イ. 資産運用規程に基づく取引

金融商品の取引は、当財団の資産運用管理規程に基づき行う。

ロ. 信用リスクの管理

債券については、発行体の信用情報及び時価の状況を把握し、定期的に理事会に報告する。

ハ. 市場リスクの管理

株式及び投資信託については、関連する市場の動向並びに時価及び運用状況を把握し、定期的に理事会に報告する。